

議員提出議案第41号

村上卓哉田川市長に対する不信任決議について

上記議案を田川市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和7年4月30日

提出者	田川市議会議員	尾崎行人
賛成者	〃	田守健治
〃	〃	佐々木博
〃	〃	山野義人
〃	〃	永松広宣
〃	〃	今村寿人
〃	〃	高瀬富士夫

理由

地方自治法第178条第1項の規定により、市長の不信任の議決をするため、本決議を提出するものである。

## 村上卓哉田川市長に対する不信任決議（案）

公務出張中における市長の不適切な行動により、市民の市政に対する信用を失墜させ、市政に混乱を招く事態となったことに対する市長の政治的、道義的な責任は重大である。

本市議会では、村上市政の下では本市の発展は期待できず、むしろ後退するため、一刻も早く市長の辞職をもって、今般の一連の問題を解決することが、本市の健全な市政運営に資するとの判断から、令和7年3月19日の本会議において、村上卓哉田川市長に対する辞職勧告決議を可決し、即刻辞職するよう勧告したにもかかわらず、市長はいまだに辞職の意向を示していない。

その上、新たに市長によるセクハラ疑惑も浮上し、ますます情実人事の疑惑も深まっております、もはや市長の言動を信用することは到底できない。

よって、田川市議会は、市長を不適任であると認め、信任しないものとする。

以上、決議する。

令和7年4月30日

田 川 市 議 会